袴田事件第 2 次再審請求差戻即時抗告審決定

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 13 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（く）第 14 号
【事　件　名】 再審開始決定に対する即時抗告申立事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 426 条 1 項・435 条 6 号
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25594670

愛媛大学准教授 **関口和徳**

事実の概要

昭和 41 年 6 月 30 日未明、静岡県旧清水市のみそ会社専務方で火災が発生し、一家 4 名の遺体が発見された。同年 8 月 18 日、この事件の被疑者として A が逮捕され、同年 9 月 9 日、強盗殺人、放火等の事実で起訴された。第 1 回公判期日において、A は無罪を主張したが、検察官は、A がパジャマを着て本件犯行に及んだ旨主張した。

昭和 42 年 8 月 31 日、前記みそ会社工場の「1 号タンク」（赤みそタンク）内から麻袋が発見され、その中には、いずれも広範囲に血痕の付着した「5 点の衣類」が入っていた（なお、衣類に付着した血痕は、赤みが残った状態であった）。これをうけて、検察官は、A は 5 点の衣類を着て本件犯行に及んだ旨の主張に変更した。

昭和 43 年 9 月 11 日、静岡地裁は、A が本件の犯人であると認め（そこでは、A が 5 点の衣類を着て本件犯行に及んだ後、昭和 41 年 7 月 20 日までの間に、同衣類を 1 号タンク内に隠匿したとされた）、A に死刑を言い渡した。控訴、上告いずれも棄却され、昭和 55 年 12 月 12 日、死刑が確定した。

A による 1 度目の再審請求（昭和 56 年 4 月 20 日請求）は棄却の結果に終わり、その後、平成 20 年 4 月 25 日、A の実姉により 2 度目の再審請求がなされたところ、静岡地裁は、提出された新証拠のうち、㋑ 5 点の衣類の 1 点に付着した血液の DNA 型と A の DNA 型とが一致しないことを示す V_1 鑑定等、㋺ 1 年以上みそ漬けされた衣類の血痕には赤みが残らないことを示す 3 つのみそ漬け実験報告書等について「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たると認めて再審開始並びに死刑及び拘置の執行停止を決定した（静岡地決平 26・3・27 判時 2235 号 113 頁）。

検察官による即時抗告に対し、東京高裁（以下、「前抗告審」）は、㋑㋺いずれも「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」には当たらないとして原決定を取り消し、再審請求を棄却した（ただし、死刑及び拘置の執行停止の決定は維持した。東京高決平 30・6・11 東高刑時報 69 巻 45 頁）。

弁護人による特別抗告に対し、最高裁は、㋑については原決定の判断を結論において是認する一方で、㋺については、「審理不尽の違法がある」とした上で、「みそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で、その結果を踏まえて、5 点の衣類に付着した血痕の色調が、5 点の衣類が昭和 41 年 7 月 20 日以前に 1 号タンクに入れられて 1 年以上みそ漬けされていたとの事実に合理的な疑いを差し挟むか否かについて判断させるため」として原決定を取り消し、差し戻した（最三小決令 2・12・22 裁時 1759 号 1 頁）。

これをうけ、当審では、「1 年以上みそ漬けされた衣類の血痕は赤みが消失することが化学的機序として合理的に推測できるか」を中核的争点に、弁護人から、新たなみそ漬け実験報告書 4 点、X_1 及び X_2 の鑑定書 3 通及び意見書、X_3 の鑑定書等が、検察官から、Y_1 及び Y_2 の供述調書、検察官が行ったみそ漬け実験結果に関する各捜査報告書がそれぞれ提出されるとともに、前記 5 名の証人尋問が実施され、また、メイラード反応に関しては、弁護人から X_4 及び X_5 の意見書が、検察官から Y_3 及び Y_4 の各供述に関する捜査報告書がそれぞれ提出されるなどして、審理が進められた。

決定の要旨

即時抗告棄却（確定）。

確定判決における「Aの犯人性を推認させる最も中心的な証拠は5点の衣類に関する証拠である一方、それ以外の証拠は犯人性を推認する上では補助的なものにすぎない」ことから、「1年以上みそ漬けされた衣類の血痕は赤みが消失することが化学的機序として合理的に推測できることになれば、5点の衣類が1号タンクに漬け込まれた時期は昭和41年7月20日以前であるとした確定判決の認定に合理的な疑いが生じ」、ひいては、Aの犯人性にも合理的な疑いが生じることなどを確認した上で、次のように判示した。

1　5点の衣類に関する判断

①発見当時の実況見分調書等の記載、みそ会社従業員の供述などによると、「5点の衣類の血痕については、……十分赤みは残っていたと判断するのが相当である」。

②「衣類に付着した血痕が1年以上みそに漬けた場合、血痕の赤みが残ることはないとしたX$_1$教授らの見解やこれを基本的に支持するX$_3$教授の見解は十分信用……できる」。「原審において提出された3回にわたるみそ漬け実験報告書に加え、当審において、……〔4つの異なる条件下で行われた〕各みそ漬け実験報告書が提出されたが、いずれにおいても長期間みそ漬けされた血痕は赤みが残っていないという結果が出ており、前抗告審において検察官が提出したW$_2$実験の結果においても同様の結果が出ていることは、前記X$_1$教授らの見解を強く裏付けるものである」。

③X$_4$、X$_5$両教授の見解は信用でき、それによれば「約1年2か月の間……みそに漬けられた衣類の血痕について、メイラード反応による褐変化が進むことが認められる。そして、数か月から1年という長期を見ると、……ヘモグロビンの酸素による酸化及び酸素以外の電子受容体による自動酸化によって生じる生成物の様々な色調変化に、メイラード反応の後期段階で生じた褐色のメラノイジンも合わさることで、減法混色の原理により、みそ漬けされた血液は限りなく黒に近い褐色化がより一層進むなどとしたX$_1$教授らの見解……に不合理なところはなく、同見解のとおりであると認定……できる」。

④「検察官は、当審において、……約1年2か月間、布に付着させた血液（血痕）をみそ漬けにした上で、その色調変化を観察する実験……を実施した」が、「1号タンク内の条件よりも血痕に赤みが残りやすい条件の下で実施されたといえるにもかかわらず、試料の血痕に赤みが残らないとの実験結果が出」ており、これは「1年以上みそ漬けされた血痕に赤みが残らないとのX$_1$教授らの見解を裏付けるものといえる」。

⑤「弁護人が原審及び当審において提出した各みそ漬け実験報告書及び検察官が前抗告審において提出したW$_2$実験の結果等による長期間みそに漬けられた衣類に付着した血痕の色調の変化については、当審で取り調べた……X$_1$X$_2$鑑定書、X$_3$鑑定書、X$_4$X$_5$意見書、さらにX$_1$教授、X$_2$助教及びX$_3$教授の各証人尋問の結果により明らかになった各専門的知見によって裏付けられたとい」え、「1年以上みそ漬けされた衣類の血痕の赤みが消失することは、専門的知見によって化学的機序として合理的に推測……できる」。「そうすると、原審で提出されたみそ漬け実験報告書は、……1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕には赤みが残らないことを認定できる新証拠といえ……、前記の各証拠と総合すれば、……5点の衣類に付着した血痕の色調に赤みが残っていたことは、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていたとの確定判決が認定した事実に合理的な疑いを生じさせることになる。このことは、5点の衣類の証拠の重要性、Aが5点の衣類を1号タンクに入れることが事実上不可能であることになること等から、5点の衣類が犯行着衣であって、Aの着衣であり、ひいてはAが本件犯行の犯人であるという確定判決の認定に対し、重大な影響を及ぼすことは明らかである」。

2　「新旧証拠の総合評価」

5点の衣類以外の主な旧証拠は、どれも「それだけではAの犯人性を推認させる力がもともと限定的又は弱いものでしかなくみそ漬け実験報告書等の新証拠によりその証拠価値が失われるものもある。そして、これらを総合しても、5点の衣類が1年以上みそ漬けされていたことに合理的な疑いが生じており、5点の衣類については、事件から相当期間経過した後に、A以外の第三者が1号タンク内に隠匿してみそ漬けにした可能性が否定できず（この第三者には捜査機関も含まれ、事

実上捜査機関の者による可能性が極めて高いと思われる。)、Aの犯人性の認定に重大な影響を及ぼす以上、到底Aを本件の犯人と認定することはできず、それ以外の旧証拠でAの犯人性を認定できるものは見当たらない」。旧証拠との総合評価によっても、「Aを本件の犯人とした確定判決の認定に合理的疑いが生じることは明らかであ〔る〕」。

「原決定は、5点の衣類等のDNA型鑑定に関する証拠（とりわけV_1鑑定）及び5点の衣類の色に関する証拠（とりわけ、各みそ漬け実験報告書等）を『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』に該当すると認めたものであるところ、……V_1鑑定について再審開始を認めるべき証拠に該当するかどうかを改めて判断するまでもなく、……原審において提出された前記みそ漬け実験報告書等の新証拠は、『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』に該当する。……本件再審を開始するとした原決定〔は〕……、その結論において是認でき」、「Aに対する死刑及び拘置の執行を停止する旨の決定……についても、Aが無罪になる可能性、本件再審開始決定に至る経緯、Aの年齢や心身の状況等に照らして、相当として支持できる」[1]。

判例の解説

一　決定の要旨1について

1　本決定は、当審で取り調べた弁護人側・検察官側双方の各専門家の知見について、他の証拠も踏まえながら綿密に検討を加えた結果[2]、弁護人側の各専門家の知見を採用し、それをもとに、「1年以上みそ漬けされた衣類の血痕の赤みが消失することは、専門的知見によって化学的機序として合理的に推測……できる」とした上で、㋺につき、「1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕には赤みが残らないことを認定できる新証拠といえ」、「Aが本件犯行の犯人であるという確定判決の認定に対し、重大な影響を及ぼすことは明らか」との判断を示したものである。

本決定が弁護人側の各専門家の知見を採用したのは、それらがそれ自体において信用できるものであったということに加えて[3]、原審と当審で弁護人が提出した各みそ漬け実験の結果、前抗告審で検察官が提出したW_2実験の結果、当審で検察官が「1号タンク内の条件よりも血痕に赤みが残りやすい条件の下」で実施したみそ漬け実験の結果の全てで、長期間みそ漬けされた血痕には赤みが残らないという結果が出ており、これらの結果と弁護人側の各専門家の知見とが符合するものであったということも大きい。

一般に、「別の鑑定人が実施した複数の鑑定で、同じ結論が導かれている場合、その理由が相矛盾するなど特段の事情がある場合を除いて、通常は、……当該複数の鑑定の信頼性はいずれも高い」[4]と解されており、このことからすると、前記の各実験結果はいずれも高い信頼性を認めうる。そして、このように高い信頼性を認めうる各実験結果と符合するということは、弁護人側の専門家の各知見の信頼性を強く裏付ける事情といってよい。

このように本決定は、確かな根拠に基づいて弁護人側の各専門家の知見を採用し、それを踏まえて前記判断を示したものである。本決定の判断は、特別抗告審決定の要求に正しく応える形で、まさに判例[5]で求められてきた「〔専門家の〕意見を十分に尊重して」なされた判断と評価しうるものであり、その合理性に異論の余地はなかろう。

2　ところで、本決定は、②の判断過程で、再現実験の位置付けにつき次のような注目すべき指摘をしている。「検察官は、当審弁護人が主張する各種みそ漬け実験結果は、それぞれの限られた特定の条件下において得られた一つ一つの結果に過ぎ〔ず〕……、それらの実験とは条件が異な……る5点の衣類がみそ漬けされた場合にも同じ結果に至ること、あるいは、どのような条件であっても同じ結果に至ることを推認……できない」というが、「本件では1号タンク内の条件を再現した実験を実施することは困難であり、みそ漬け実験報告書及びW_2実験はもとより、当審で実施された各実験の結果それ自体が重要であるというよりも、みそ漬け実験結果報告書及びW_2実験が示唆する長期間みそ漬けされた血痕に赤みが残らないことが、専門的知見によって合理的に説明できるかが中核的な問題であり、従前実施された各実験もそのような専門的知見を裏付けるものと位置づけられるべきである」。

再現実験の結果については、当時の状況が正確に再現されていないとして一蹴されるケースが少なくない[6]。前抗告審決定も、まさに「味噌漬け再現実験で用いられた味噌は、5点の衣類が発見された1号タンク内にあった味噌の色合いを正確に再現したものとはいえない」として、㋺の証

拠価値を否定したものであった。しかし、当時の状況の正確な再現はまず不可能であり、「肝要なのは本質的な部分の再現」[7]のはずである。また、請求人側に対して当時の状況の正確な再現を求めることは「悪魔の立証」を強いるに等しく、利益原則とも到底相いれるものではない[8]。

本決定の前記指摘は、こうした再現実験をめぐる問題に改めて光を当てるとともに、その本来あるべき位置付けを問い直したものともいえ、その意義は決して小さくない。

二　決定の要旨２について

1　本決定は、㋺につき、「5 点の衣類が犯行着衣であって、Ａの着衣であり、ひいてはＡが本件犯行の犯人であるという確定判決の認定に対し、重大な影響を及ぼすことは明らか」としながら、直ちに再審開始とはせずに、「新旧証拠の総合評価」と称して 5 点の衣類以外の旧証拠によって有罪認定が維持できるか否かを検討した上で、再審開始の結論を出している。

新旧証拠の総合評価の結果、「確定判決における事実認定につき合理的な疑い」が生じれば再審開始となるが[9]、ここにいう「事実認定」とは有罪認定のことを意味するというのが判例の立場である[10]。従って、たとえ旧証拠の証明力が大きく減殺されたとしても、それ以外に有力な旧証拠が存在し、それによって有罪認定を維持できる場合には、「確定判決における事実認定につき合理的な疑い」が生じたことにならず、再審請求は棄却されることになる。

本決定は、こうした判例の立場に従い、5 点の衣類以外の旧証拠によって有罪認定が維持できるか否かを検討したものと解されるが、確定判決の証拠構造を踏まえると、本件においてそのような検討が必要であったのか疑問の余地もある。なぜなら、本決定自身確認しているように、確定判決の有罪認定は 5 点の衣類なくしては成り立ちえないものだからである。理論的整合性の観点からは、5 点の衣類に関する確定判決の認定が維持できなくなった以上、有罪認定の維持は不可能なのであるから、「確定判決における事実認定につき合理的な疑い」が発生したことを認め、直ちに再審開始とすべきだったのではないかと考えられる。

もっとも、実際的に考えると、5 点の衣類以外の旧証拠について検討を加えたことで、本件においてはいかにしても有罪認定を維持しえないことが確認され、再審開始の正当性が一層強固なものとなったことも事実である。そして、このことが検察官に再特別抗告を断念させる 1 つの因子となったとすれば、本決定が 5 点の衣類以外の旧証拠について検討を加えたことにも一定の意義を見出すことはできよう。

なお、本決定は、㋑については、「再審開始を認めるべき証拠に該当するかどうかを改めて判断するまでもな〔い〕」として、検討を回避した。再審開始の可否は新旧全証拠の総合評価によるべきというのが判例の立場であるが、その主眼は、新証拠のみの「単独（孤立）評価」によって再審請求を棄却することの否定にある[11]。本決定が㋑の検討を回避したことは、必ずしも判例に違反するものではない。

2　ところで、本決定は、5 点の衣類が捜査機関の者によって捏造された可能性に言及している。原審決定に続き[12]、本決定でもそのような言及がなされたことの意味は重大である。現在、「再審法」の改正が大きな課題となっているが、それとあわせて、不適正な捜査による誤判の防止策についても早急に議論を進めていく必要がある。

●――注

1）本決定につき、木谷明「袴田事件再審開始決定の確定と再審法の改正」法時 95 巻 8 号（2023 年）1 頁、戸舘圭之（インタビュアー・山本有紀）「この弁護士に聞く 44」刑弁 114 号（2023 年）4 頁等参照。

2）詳細は、決定文第 5 の 3～5 参照。

3）他方、検察官側の各専門家の知見は、専門分野や、前提に問題があるなどとして採用されなかった。

4）司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』（法曹会、2013 年）50 頁。

5）最二小判平 20・4・25 刑集 62 巻 5 号 1559 頁。

6）例えば、飯塚事件や恵庭事件などでこうした問題が顕在化している。

7）豊崎七絵「本特集の趣旨（特集・袴田事件即時抗告審決定の批判的検討）」刑弁 96 号（2018 年）72 頁参照。

8）浅田和茂『科学捜査と刑事鑑定』（有斐閣、1994 年）196 頁以下参照。

9）最一小決昭 50・5・20 刑集 29 巻 5 号 177 頁、最一小決昭 51・10・12 刑集 30 巻 9 号 1673 頁。

10）最三小決平 9・1・28 刑集 51 巻 1 号 337 頁参照。

11）光藤景皎『口述刑事訴訟法（下）』（成文堂、2005 年）104 頁以下等参照。

12）原審決定でも同様の言及がなされていた。

＊本稿は JSPS 科研費（20H01431）の研究成果の一部である。